

広報 ただみ

8
2026 月号
別冊
令和8年8月10日



- 空き家管理
- ふるさと納税
- U・Iターン情報

- 帰省された皆さんにもご覧いただけるよう、別冊で発行いたしました。
- 掲載されている支援制度などのご活用を検討される方は、担当課までご連絡をお願いいたします。

空き家の管理をお願いします

空き家の管理は所有者(管理者)の責務です！



空き家を放置しておくと、安全面や衛生面で周囲に迷惑をかけてしまうことがあります。雪等の影響で家屋の痛みが進んでいることが考えられるため、適切な管理が必要です。また、事故が起きた際などに損害賠償をもとめられることもあります。ここでは、空き家の適正管理について、町の制度を紹介します。

空き家の管理ができない、今後活用する予定もない場合

①「空き家等解体工事補助金」

空き家を解体する際の解体費用の補助を受けることができます。

補助内容：解体費用の2／3（上限30万円）

加算金：空き家解体後の更地（宅地）を「空き地バンク」に登録する場合は10万円の加算があります。

解体するのはもったいない、できれば誰かに使ってほしい場合

利活用可能な
空き家募集中です

②「町の空き家・空き地バンク制度」

空き家所有者から情報提供を受けた物件を登録し、町ホームページ等で利用希望者に紹介する制度です。

※物件調査により登録ができない場合もあります。また、町は交渉・契約に関する媒介は行いません。

登録の流れ

申込 → 町担当者による現地調査 → **バンク登録** → 希望者見学 → 交渉の申込通知 → 交渉・契約

空き家をリフォームして活用したい場合

③「空き家改修事業補助金」

空き家を改修し居住したい方向けの支援制度です。

補助内容：改修費用の1／2（上限150万円）

加算金：次の①～③に該当される方は各10万円の加算があります。

①町外からの移住者、②空き家バンク登録物件の改修、③子育て世代（上限30万円）

空き家の家財整理が必要な場合

④「家財処分費等補助金」

空き家の解体や利活用をお考えの方に、家財道具の処分や住宅清掃に係る費用の一部を助成します。

補助内容：処分・清掃費用の1／2（上限20万円）

**空き家問題は、現在空き家を抱えている
人だけの問題ではありません！**

※各制度を活用するためには事前申請が必要です。まずは町HPで制度をご確認いただくか、交流推進課までお問い合わせください。

問合せ先 交流推進課観光交流係
☎0241-82-5240

ふるさと納税しませんか？



●町外にお住まいでも只見町の「まちづくり」へ参加できます！

只見町では、ふるさと納税制度を活用した「自然首都・只見」応援基金への寄附金を受付けています。この制度は、只見町が目指す「まちづくり」にご賛同いただいた皆さまから寄附という形で応援いただき、「人と自然の共生」を目指したまちづくりを推進するものです。

町外にお住まいの只見町出身の方や、町外から只見町を応援したい！という方であれば、どなたでも寄附することができます。

●ふるさと納税の魅力

お礼の品がもらえる！



寄附をいただいた方へ、只見町の産品をお礼の品としてお届けしています。魅力的な特産品がたくさん！

※写真はイメージです。

税金が控除される！



控除上限額内(※)で寄附を行うと、合計寄附額から2,000円を引いた額について、所得税の還付・住民税の控除を受けることができます。

※収入や家族構成により異なります。

寄附金の使い道は 只見線の応援も指定できます！

2022.10.1

只見線全線運転再開！



寄附金の使い道を指定することができます。

只見町では、JR只見線の利用促進など大きく5つの使い道を指定できます。

●寄附の手順

STEP 01 只見町ふるさと納税のサイトにアクセス (右の6つのサイトがあります)

STEP 02 寄附額、返礼品、寄附金の使い道を選択する

STEP 03 お礼の品や寄附受領証明書が届きます

STEP 04 確定申告 (翌年2月中旬～3月中旬)
ワンストップ特例制度
申請書送付 (翌年1月10日必着)

STEP 05 所得税還付・住民税控除

※控除について、詳しくは総務省ふるさと納税ポータルサイトをご確認ください。

※インターネット申込み以外をご利用の方は下記までお問合せください。

問合せ先 交流推進課商工労働係
☎ 0241-82-5240

次のサイトにアクセスしてお申込みください。



ふるさとチョイス
あなたの意思をふるさとに

福島県只見町
お礼の品一覧ページはこちら

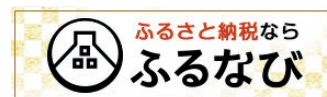


地域から日本を元気に！
楽天ふるさと納税



JRE POINTが「貯まる」「使える」

JRE MALL ふるさと納税



ふるさと
納税 百選



只見町へ戻ってきませんか？ 移住しませんか？



只見町では、U・Iターンされる方に対して、様々な制度があります。この機会に自然と共生する生活を考えてみませんか。

● U・Iターンの気になる質問（只見町HPの定住ガイドブックや冬の暮らしガイドブックもご覧ください）

住まいの質問

居住の紹介は
ありますか？

町では、空き家・空き家バンク制度により、物件の紹介を行っています。各種町営住宅もあります。物件の概要や詳細はホームページからご覧いただけます。

暮らしの質問

雪はどのくらい
降りますか？

降雪期の最深積雪は、2m前後となる場所もありますが、生活圏の道路は除雪車により除雪します。町内にはスキー場があるので、ウィンタースポーツが楽しめます。また、毎年2月には雪まつりが開催されます。

子育ての質問

子どもを預ける場所は
ありますか？

町内に認定こども園と保育所があります。全ての入所児童の保育料が無料です。また、小学生を対象に「放課後子どもクラブ」や「夏休み子どもクラブ」等、安心・安全な居場所づくりを実施しています。

● こんな補助金があります！

① U・Iターン交付金	1人あたり5万円を交付。交付対象者が扶養している中学生以下の子ども1人あたり5万円を加算。
② 新規学卒者就業交付金	1人あたり10万円を交付。
③ 移住支援交付金	移住に要した引越し費用、移住後の住居費を最大30万円交付。
④ 奨学金返還支援補助金	年度内に返還した奨学金の2分の1の額を補助。 (年間最大18万円、最長96か月支援)
⑤ U・Iターン有資格者等人材確保推進給付金（保健師・看護師）	任期の定めのない只見町常勤職員としての採用者に基本額100万円を交付。(条件により加算有り。)
⑥ 住宅取得支援事業補助金	新築住宅の取得に要した対象経費の2分の1（最大80万円）、中古住宅の取得に要した対象経費の2分の1（最大50万円）を補助。※県外からの転入者の方は、別途福島県の支援事業があります。(各種要件あり)

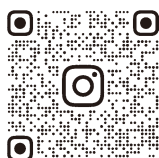
● 町の情報や移住者向けの情報を発信しています！

※詳しくは只見町ホームページをご覧ください。お気軽にご相談ください。

只見町公式
移住者向けSNS
「note」



只見町公式
Instagram
ただみ暮らし



TADAMIKURASHI

交流推進課公式
facebook



町HP
U・Iターン者
支援情報ページ



問合せ先

①～④、⑥交流推進課観光交流係

☎ 0241-82-5240

⑤総務企画課総務係

☎ 0241-82-5210